

【重要】授業料の無償化に関わる手続きです。必ず全員申請してください

8 松が谷高第230号
令和8年5月8日

2・3学年保護者各位

東京都立松が谷高等学校長
茅野 眞起子
(公印省略)

【重要】令和8年度高等学校等就学支援金の申請について

平素より、本校の教育に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和8年度の高等学校等就学支援金等の支援制度については、制度改正の影響で御案内が遅れておりましたが、この度、東京都教育委員会より令和8年度高等学校等就学支援金の支給手続等が決定したとの通知がありました。つきましては、下記のとおり御案内いたします。

本支援金は、授業料無償化に関する大変重要な手続きです。必ず全員がお手続きください。

記

1 高等学校等就学支援金制度【新制度】について

国の制度です。皆様が申請の上、認定されれば、国からの支援により授業料は無料となります。申請は都立高等学校オンライン申請受付システム（以下、「オンライン申請システム」とする。）で行います。

令和7年度まではマイナンバーをご提出いただき、所得確認を行っておりましたが、令和8年度より制度が改正され、所得確認の必要がなくなりました。制度が変わっておりますので、**全員お手続きが必要です。**

必ず裏面に記載の期限までに申請してください。また、**生徒本人の国籍が「日本国」以外の場合は、他に必要書類の提出が必要です。**

2 配布書類

- (1) 本通知
- (2) 令和8年度在校生高等学校等就学支援金支給手続のお知らせ
- (3) 必要書類提出用封筒（長4）**（生徒本人が日本国籍の場合は、封筒の提出は不要です。）**

3 申請手続方法

オンライン申請システムで申請してください。

ただし、オンライン申請システムでの申請前に、配布書類2表面の対象制度確認シート（在校生）により高校生等就学支援金【新制度】の対象者であることを確認してください。その際、高校生等・新修学支援金の対象者に該当する場合は、本校担当までご連絡ください。

システムへは配布書類2表面の二次元コードからアクセスし、「**高等学校等就学支援金**」を選択して申請してください。なお、申請しない場合も、このシステムにて不申請意向確認の提出が必要です。

また、生徒本人の国籍が「日本国」以外の場合は、後掲4により必要書類を提出してください。

(裏面に続く)

★都立高等学校オンライン申請受付システム

《ログイン時の注意事項》

- ◆ 配布した「オンライン申請システム利用開始情報通知書」に記載された学校コード等を利用して利用登録を行ってください。
- ◆ ログインパスワード及びログインIDについては、必ずお控えください。お忘れの際は、ご登録いただいた際のメールアドレスがあれば、ご自身で照会していただくことが可能です。

4 必要書類（生徒本人の国籍が「日本国」以外の場合のみ提出）

在留資格によって提出物が異なります。以下のとおりです。

生徒本人の在留資格	提出書類
特別永住者	住民票の写し（原本）又は「特別永住者証明書」のコピー
永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者	住民票の写し（原本）又は「在留カード」のコピー
家族滞在	住民票の写し（原本）又は「在留カード」のコピー

※ 各必要書類については、提出用封筒（長4）に入れ、封筒表面に学年・クラス・名前を記載し、封をして、経営企画室窓口まで提出してください。

5 オンライン申請及び提出書類提出期間

令和8年5月8日（金）～令和8年5月18日（月）【厳守】

※ 申請期間が短く、大変恐縮ですが、期間内の提出に御協力をよろしくお願いいたします。申請期間内に申請がない場合、制度の適用を受けられない月が発生することがございます。

※ 経営企画室窓口の営業時間は、平日8時30分から17時00分までとなっております。

6 その他

本支援制度は、**就学支援金**です。給付型奨学金につきましては、すでにご案内している通りです。他の支援制度については、改めてご案内いたしますので、お間違いのないようお願いいたします。

ご不明な点等がございましたら、本校担当まで御連絡ください。

<担当>

東京都立松が谷高等学校 経営企画室
就学支援金担当

TEL:042-676-1231